

○埼玉県議会委員会条例

昭和58年3月25日条例第29号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条（常任委員会の設置）

目次
第二条（常任委員会の名称、委員
2

目次
第二条の二（議会運営委員会の設
2

目次
第三条（特別委員会の設置及び委
2

第四条（委任）

目次
制定附則

改正
平成三年五月一日
平成七年五月二日
例第三
例第四

印刷モード

終了